

# 人吉市農業委員会定例総会

(第3回)

令和5年3月24日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年3月24日

人吉市役所 3階 301会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 14 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 2 議第 15 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 16 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員  
会の意見決定について

### ○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

### ○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	淵 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	北 村 和 人

同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東照
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員	6番	中嶽修平
議事録署名推進委員	22番	仲村建彦

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	淵田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和5年第3回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に6番委員、22番委員を指名します。  
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第14号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第14号 朗読

- （議長）1番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしく申し上げます。  
1番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）農地法第3条の1番について調査報告をいたします。農地の所在は記載

のとおりでございます。地目は畑、農用内、面積は599㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請理由につきまして、譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。この農地に関しましては、昨年10月に利用状況調査をした際、この畑が非常に荒れており、遊休農地として判断されるような状態ございました。それにより、譲受人が買い求められて、今、少しずつ整備をされておるところでございます。その後につきましては、果樹や柑橘類を定植し、管理をしたいという考えを持っておられます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（議長を会長と交代する）

- （議長）2番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）おはようございます。議第14号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田及び畑で、面積は田の7筆の合計で5,584㎡、畑が4筆の合計で2,601㎡、合計11筆の8,185㎡となっております。こちらは無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のです。申請の理由は譲渡人の農業経営の移譲、譲受人の農業経営の継承となっております。申請地は別紙の位置図2ページから4ページの3ページに亘っております。ここで補足をさせていただきます。こちらは議案書のお名前やご住所をご覧いただければ分かるかと思いますが、親子間での贈与となっております。譲渡人が年齢的なものがあって経営移譲したいということとなっております。ただ、

それよりも譲受人夫婦が中心となって耕作をしておりますが、まだ譲渡人も体が元気なうちは農業に従事したいと聞いております。農業経営体の実態に関しては変わりないということでございます。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
日程第2・議第15号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第15号 朗読

- （議長）1番について8番委員の調査報告をお願いします。

- （8番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外、面積は2筆の632㎡となっております。権利は所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は農家住宅となっております。譲渡人の方と譲受人は親子関係でありますので、この分については贈与をすることでした。譲受人は令和2年7月豪雨災害で被災されており、記載されている住所についてはリフォームされていますが、ご両親がまだ仮設住宅のほうにおられるということでした。今後のことを考えるとやはり災害などが心配なので、安全な場所で生活したいとのことで今回の申請になりました。給排水計画については、申請地付近は上下水道が整備されていることから上水道をひく予定とのことです。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法については、雨水は自然浸透及び一部下水道、生活雑排水及び汚水については下水道をひき排水をするということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第2種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基

準として、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたします。ご審議方よろしく願います。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしく願います。  
2番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）農地法第5条の2番について調査報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外でございます。面積は22㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的につきましては、宅地進入路となっております。これにつきましては、非常に狭いということでこの農地の22㎡を分けていただいて、進入路にしたいという申請でございます。既にこの22㎡は着工をされておりまして、始末書の提出もされておりまして、事業計画につきましては、今回の進入路の整備にあたり、現在の進入路に加え隣接する畑を購入し、緊急車両等が安全に進入できるように計画をしたということでございます。造成に関しましては、転用後の進入路の工事による土砂掘削量は2㎡程度が見込まれるが、掘削と同時に外部へ搬出する計画であり、特段、被害防除の計画は不要と見込んでいるということでございます。実質審査表をご覧ください。立地基準は第3種農地でございます。農地の区分と転用目的は、第3種農地の転用は許可することができる。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議をよろしく願います。

- （職務代理者）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）3番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）議第15号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で426㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は個人住宅の建築です。農地の区分は第3種農地、都市計画用途指定区域内です。申請地は別紙の位置図7ページのとおりです。簡単に補足説明いたします。こちらの譲受人の方は令和2年7月豪雨災害で被災されておりまして、やはり安全な場所で生活したいということで、今回の申請に至っております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第3種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第16号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第3・議第16号 朗読

- (議長) 利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が3番は5番委員の家族、14番と15番は14番委員、中-2番は9番委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

- (事務局 坂井) ご報告の前に訂正を一点お願いいたします。利用権設定の13番を開きください。存続期間は5年で借賃は玄米30kgとありますが、正確には2筆で玄米30kg×6袋とのことです。調査委員の借人と貸人への聞き取り調査により判明しました。訂正をお願いいたします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和5年3月16日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が69,709㎡、「畑」が2,697㎡、合計の72,406㎡あがってきております。一番下の所有権移転についてはありませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が5件、再設定が11件、合計の16件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。次に3ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が26,802㎡、「畑」が1,316㎡、合計の28,118㎡になります。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。9時58分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（3番委員）右下の利用権の設定等を受ける者の欄についてですが、世帯員の箇所が空欄になっている案件があります。2番、4番、6番、8番、9番が空欄になっています。

○（事務局 坂井）お答えいたします。窓口を持って来られた方についてはお尋ねすることはありませんが、必須項目ではありません。重要なのは存続期間や借賃料等を書いていただければ、空欄になっていてもそれ以上お尋ねすることはしておりませんでしたので、このような状況になっております。窓口を持って来られた方についてはお尋ねいたしますが、郵送などで申請される分については、空白になっている部分があるかと思えます。再設定についてもこれからは記入していただけるようお願いをしたいと思います。

○（議長）ほかにございませんか。

○（16番委員）3ページの農地バンクー一括方式の存続期間についてですが、貸し手と掛借り手の年数の違いはどのような意味があるのでしょうか。

○（事務局 坂井）これは中間管理機構の分になりますので、貸し手から中間管理機構へ貸し付けの期間が10年になっております。中間管理機構から借り手への貸し付けるときには5年単位となっております。その関係で左側が貸し手で10年間、右側が借り手で5年間という表の作り方になっております。

○（16番委員）借り手が10年間借りることはできないのでしょうか。

- （事務局 坂井）出来ると思いますが、その場合には更新という形になります。
- （職務代理者）間違いだと思いますが、3番の右下に世帯員の人数を書く欄がありますが、女性21人となっています。
- （事務局 坂井）気づきませんでした。ありがとうございます。これはご本人さんがパソコンで作成し、提出されたものになります。女性は2人とのことです。
- （議長）ほかにごいませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
3番、14番、15番をと中-2を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の3番、14番、15番と中-2について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。  
これにて令和5年度第3回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時00分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員